

利息制限法金利引下実現会議川崎大会

生活を破壊しない制限金利を考える。現在の15%～20%は、昭和29年に制定された利息制限金利である。自分もまだ生まれていない昭和29年とは、どのような時代であったのだろうか。当時の銀行貸出金利は9.08%、1年もの定期預金の金利は6%だった。現在の銀行貸出金利は1.26%、1年もの定期預金の金利は0.2%である。この50年で銀行が取扱う金利は大きく下がったにもかかわらず、利息制限金利だけは変わらない。FAXを初めて使った時に流した紙が電線を伝わり同じ紙が相手に届くのだと思った。今では誰でも持っている携帯電話やパソコンなど想像もつかないであろうその時代と同じ金利であることに違和感を覚えないう人がいるであろうか。50年前の野菜の値段は幾らであったのであろうか。野菜の値段を50年先まで同じ価格設定にすることができるのだろうか。経済は野菜と同じく生ものである。変則に流動的である。改正貸金業法により出資法の上限金利は下げられた。しかし、利息制限金利でも生活を破壊することを認識しなければならない。200万円借りて毎月3万円ずつ返済しても15%の利息によって12年かかり、返済総額は430万円を超えるのだ。12年間の利息だけで自動車も買えることを考えると多少の夢は叶えられる。利息制限法によって個人の夢や希望が奪われる社会であってはならない。そんな意識を持つことができる大会であった。